

駐車監視員資格者認定考查の開催

【とき】

令和6年10月15日（火）

午後2時0分から午後3時0分まで



【ところ】

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部 1階 聴聞室

【申込み受付期間】

令和6年8月1日（木）から同年9月6日（金）

午前9時0分から午後4時30分まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

【認定考查の対象者】

- 1 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - 必要書類 公務員履歴証明書
- 2 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者
 - 必要書類 経歴書（本人作成）、放置車両確認機関が作成する経歴証明書及びその他申請書について必要と認める各種書類
- 3 上記1、2に掲げる者と同等以上の経歴を有する者
 - 必要書類 北海道警察本部交通指導課駐車対策センター（011-251-0110内線5262、5263）に確認して下さい。

【申込み要領】

北海道内の各警察署の交通窓口に下記【申込みに必要な書類等】を提出してください。
電子申請をされる方は、北海道警察のホームページより北海道電子自治体共同システムにアクセスし、申し込んで下さい。
なお、電子申請の場合も写真及び添付資料は申請警察署に持参することになります。

【申込みに必要な書類等】

- 1 認定申請書
(北海道警察ホームページからダウンロードするか、全道各警察署の交通窓口にて受け取り可能です。)
- 2 前記【認定考查の対象者】記載の必要書類
- 3 写真1枚
(6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cm、現像したものに限ります。)
- 4 認定申請手数料 4,500円

【資格者証を受け取ることができない例】

認定考查の結果、合格しても次の方は駐車監視員資格者証を受け取ることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 一定の刑に処せられその執行を終えてから2年を経過しない者
- 4 暴力団関係者
- 5 アルコール・薬物中毒者等

【注意事項】

- 1 実際に違法駐車両の確認事務を行うためには、認定考查に合格した後、駐車監視員資格者証の交付を受けた上で、委託契約を受けた法人に所属することが必要です。
- 2 申込み時、認定申請書に貼付された写真が本人であることを確認する必要がありますので、申込みは本人に限らせていただきます。

【北海道警察本部周辺マップ】



【最寄駅】

- ・ JR札幌駅南口から徒歩約13分
- ・ 地下鉄南北線・東豊線さっぽろ駅10番出口から徒歩約10分
- ・ 地下鉄南北線・東西線・東豊線大通駅2番出口から徒歩約8分

※ 受講の際は、地下鉄等公共の交通機関をご利用されますようお願いします。